

平成30年度第2回成田市健康づくり推進協議会会議録

1 開催日時

平成31年3月14日(木) 午後2時～午後3時

2 開催場所

成田市赤坂1丁目3番地1
成田市保健福祉館 会議室1・2

3 出席者

(委員)

國保委員、富澤委員、藤崎委員、京増委員、篠崎委員
木内委員、佐久間委員、小森委員、秋山委員

(事務局)

菱木健康こども部長、田中健康増進課長、門井主幹、
谷下田主幹、橋本係長、奥主任主事

4 欠席者

荒木委員

5 会長挨拶

6 議題

① 議案第1号 平成31年度健康増進課事業計画(案)について

7 議事の内容

①平成31年度健康増進課事業計画（案）について

別添資料により事務局が主な事業について説明

門井主幹

それでは、お手元の「平成31年度健康増進課事業計画（案）」に基づいて説明をいたします。

健康増進課では、事務職による管理係と保健師などの専門職による成人保健係・母子保健係の3係体制をとっております。

門井主幹【管理係】

それでは初めに、管理係所管業務のうち主なものについてご説明いたします。

1ページ、表の1段目をご覧ください。

健康づくり推進協議会でございます。本日、お集まりの皆さんに委員としてご協力いただいておりますが、本協議会は「成田市健康づくり推進協議会条例」に基づいて市民の健康づくり対策を積極的に推進するために設置され、保健所及び医師会等の医療関係団体の代表者3人、学校及び事業所等の代表者3人、知識経験者4人の計10名の委員で構成されており、現委員の任期については、平成29年4月～平成31年3月までの2ヶ年となっております。

会議については、例年どおり7月と3月、2回の開催を予定しております。

また、本協議会は、本協議会終了後に行います「健康・福祉まつり実行委員会」の委員も兼ねております。

次に、4段目の健康・福祉まつりでございます。

この健康・福祉まつりは、これまで17回開催しており、今年度は、10月20日・21日にここ保健福祉館を会場に、2日間で約5,400人のお客様を迎えて開催いたしました。

平成31年度は、10月19日と20日の土・日を予定しております。

また、この健康・福祉まつりに係る実行委員会を健康づくり推進協議会に併せて来年度も7月と3月に開催予定であります。

次にページがとびますが、23ページをお願いいたします。表の上になりますが、「医療相談ほっとライン」でございます。

本事業は24時間フリーダイヤルにより医師、保健師等の専門家により無料で健康・医療・子育てなどのアドバイスが受けられる事業であり、平成22年5月から実施しております。例年、年間9,000件以上の相談が寄せられているところです。

次に、下の表になりますが、急病診療所管理運営事業でございます。

成田市急病診療所は、本市における夜間、日曜・祝日、年末年始などの初期医療体制を担うことを目的に設置されたもので、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の皆様の協力をえて・内科・小児科・外科・歯科の診療を行っております。

31年度は、GWの10連休につきましても、診療科目により異なりますが、毎日診療する体制となっております。

次のページ、上の表になりますが、地域医療対策事業でございます。

来年度につきましても、初期救急医療体制の維持・確保のため「救急医療体制整備負担金」を交付し、成田赤十字病院が整備する高度医療機器の経費の一部を、印旛保健医療圏の9市町で補助し、地域医療体制の充実を図っております。

次に、25ページになりますが、上段の災害医療対策事業でございます。この事業は新規事業となりますが、大規模な災害が発生した際の本市の医療救護活動に関しましては、これまで具体的な行動計画を定めておりませんでしたので、医療関係機関の皆様のご協力をいただきながら、新たに災害医療対策会議を設置し、災害医療救護計画を策定するものでございます。

次に、最後のページになりますが27ページをご覧ください。看護師等修学資金の貸付事業でございます。

この事業は平成25年度から開始した事業で、看護学校等に在学する学生で、学校等を卒業後、正規の修学年数以上、成田市内の病院に看護師等として勤務しようとする学生に対し、月額5万円を限度に無利子で修学資金を貸し付け、市内における看護師等の確保及び地域医療環境の充実に資することを目的としております。

申請の状況につきましては、平成29年度が78名、今年度は2月末になりますが、91名の方から申請がございました。

平成31年度につきましても、予算の範囲内を貸付の上限として、120名分の予算を計上しております。

卒業生の就職状況であります。平成29年度は卒業生51名の内、49名の方が市内の病院に就職しており、今年度につきましては66名の方が卒業予定であります。

次に一番下の骨髄等移植ドナー等助成制度でございます。こちらは30年度からの事業で、骨髄等を提供したドナーと、国内の事業所においてそのドナー

を雇用する事業者に対して助成金を交付することにより、骨髄等を提供しやすい環境を整備し、骨髄等の移植の推進とドナー候補者の登録の推進を図ることを目的としており、今年度は現在まで、1件の申請となっております。

以上で、平成31年度管理係に関する事業計画についての説明を終わります。

谷下田主幹【母子保健係】

わたくしからは母子保健係が担当する主な新規事業と、変更点について説明させていただきます。

母子保健係は、大きく分けて3種類の業務を行っております。

まず、資料の3ページをご覧ください。一つは、費用の助成に関する業務です。特定不妊助成に関しましては、年度10万円の助成を県助成と合わせて、回数ごとの助成に変更をいたしました。

続きまして、資料の4ページから9ページにわたって、相談や健康診査、また、それらののちに行われる発達支援事業等が記載してございます。

変更いたしましたところは4ページ中段の母親学級の回数を2か月1コースにいたしました。1か月の中では、休暇が取りづらいという参加者の声や、参加者数から、変更をいたしました。

また新規の事業といたしまして、5ページ中段の「産後ケア事業」を開始いたします。育児不安や、周囲に支援者がいない産婦に対し、助産師が自宅に訪問し、育児支援や授乳指導を行います。利用者には一割の自己負担を頂きますが、低所得者には減免を行います。不安を軽減し、育児が行えるよう関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を目指します。

最後に資料の10ページをお開きください。

予防接種事業についてですが、風しんの第5期（成人男性のS37.4.2～S54.4.1）を対象に3年間の時限措置として抗体検査を行い、必要な方に定期予防接種を実施することになりました。

国の方針として31年度は、対象の中で若い世代の方S47.4.2～54.4.1に通知を行います。また、通知が届かない方も対象の年齢の方が希望すれば、検査を行います。

また、高齢者肺炎球菌の任意予防接種につきましては、終了し、定期予防接種のみといたしました。

以上、母子保健事業についての説明となります。よろしくお願いいたします。

橋本係長【成人保健係】

わたくしからは成人保健係が担当する主な事業について説明させていただきます。

成人保健係では、各専門職による健康相談や健康教育、健康診査や健康づくりに関するボランティア協働事業のほか、在宅医療・介護連携推進事業などを行っております。

本日は、新規事業や変更箇所を中心に説明させていただきます。

はじめに健康診査事業でございますが、資料の16ページから20ページに記載させていただいております。

平成31年度も集団健診は市内の公共施設で48日間、個別健診は6月から11月まで市内契約医療機関で行います。集団健診では、新たに市内商業施設で検診を実施し、多様なライフスタイルに応じた受診環境を整えます。

また、予約制で実施している集団の胃がん及び乳がん検診につきましては、これまで平日日中に電話でのみ受付しておりましたが、平成31年度からは、インターネット予約を導入することといたしました。これにより、仕事や子育てなどで時間がとれない方にも、手軽に予約していただくことで、受診率の向上に努めます。

17ページをご覧ください。

胃がん検診におきましては、従来の集団でのエックス線検査に加え、新たに内視鏡検査を開始することといたしました。

対象は、50歳以上の偶数年齢、個別契約医療機関での実施とし、自己負担は3,000円となります。

内視鏡検査は、エックス線検査の精密検査として行われているとおり、より精度の高い検診が実現でき、がん発見率も3倍程度高いといわれております。これまで、エックス線検査を敬遠していた方の受診も期待され、受診率の向上につながるものと考えております。

最後になりますが21ページをご覧ください。

在宅医療・介護連携推進事業です。

2025年を間近に控え、本市においては、平成30年4月から在宅医療・介護連携支援センターを保健福祉館に設置し、在宅医療と介護の一体的な提供の体制づくりに取り組んでおります。

平成31年度は、引き続き、医療・介護関係者への相談支援を行うとともに、多職種間の連携会議や研修などを通じて、在宅医療と介護の連携を推進してまいります。

以上、成人保健係が所掌する事業について、説明させていただきました。よろしく願いいたします。

※主な質疑応答は以下のとおり

委員：25ページ、災害医療対策について。

私の知っているなかで、保健所、成田赤十字病院、市と3つの機関から災害医療対策の話が出ているが、具体的には。

事務局：市は成田市内で起きた災害を想定している。

委員：3つの機関の連携はとれているのか。

事務局：災害が発生した場合には、市の地域防災計画に基づいて、救護本部が発足する。救護計画の中で、県では印旛保健所の中に防災上の拠点が設置されることとなっている。成田赤十字病院の先生には災害医療のコーディネーターの役割を担っていただいているので、市としては先生の意見を伺いながら、成田市の災害医療についての対策を進める。

救護要員が不足した際には、市で対応することの他に、県からも補助してもらい連携をとる。県の指示をいただいた上で、市としての対策を整え、更に赤十字病院の先生の意見を伺いながら市の方向性を極めていくというのが今回の計画になる。

委員：我々医者は市と県どちらに顔を向ければよいのか。

事務局：薬剤師会は協定について話を進めているところだが、現状で、医師会と歯科医師会についてはすでに協定が締結されている。その締結された協定に基づいて市はスケジュールを組み、医師会や歯科医師会の先生へ協力依頼をする。

委員：保健所はどうか。

委員：災害対策基本法による防災と災害救助法による災害医療の2つのパターンがあるが、災害医療計画のほうに私たちは組み込まれている。県のなかで8カ所の合同救護本部があり印旛保健センターもそのひとつ。これは震度6以上になり知事の指示があると立ち上がる。ここが市と連携する主たる組織となる。

そこで病院との連携はどうかというと、保健所としては、各市で設置することとなっている救護所を各拠点の病院と一緒に設置しても

らいたい。大きい拠点でいえば、成田赤十字病院は成田市、日本医科大学千葉北総病院は印西市、東邦大学医療センター佐倉病院は佐倉市というように、また、それ以外の市でも同じように病院とともに救護所を設置してもらいたい。あくまで指揮をとるのは市である。

委員：では、保健所はなにをするのか。

委員：EMIS（広域災害救急医療情報システム）で一括して情報を集めて、被害状況を把握し市と連携する。

災害時には情報が錯綜することが想定されるが、市は市で市のことをやり、保健所は市より少し広域となって近隣市町の状況を把握し、県は国へ派遣申請等をするような流れとなる。

委員：災害が起こった時に、誰が責任を持って指揮をとるのか、混乱することのないようにはっきりさせて、きちんと連携をとれるようにしておくことが大切。

事務局：31年度に3回の災害医療対策会議を予定をしているが、協議会のなかで各先生の意見を伺いながら今後の災害医療救護計画の内容とマニュアルについて検討いただくこととしている。

実際に災害が起きたときに、誰がどう動くのか、どこで情報収集してそれをどのように市民に発信するのかというのはとても大事なことなので、その細かい内容については31年度の協議会で詰めていきたいと思う。

委員：21ページの在宅医療介護連携について。

実際の相談件数や、どういう問題点が目立つとかあればお話をききたい。

事務局：在宅医療・介護連携支援センターの機能として、ひとつは関係者向けの相談支援がある。当初、地域包括支援センターや介護事業所のケアマネージャー等から相談があるのではということで、専用回線を設けて職員を配置して対応できる体制をとっていた。往診をやっている先生等から情報収集して地域包括支援センターや介護事業所のケアマネージャー等に事前に資料を配布することで、現場レベルで解決できていると考えられる。その結果、年に7件くらいの相談件数となっている。

委員：困難な事例があったことはあるか。

事務局：とくにはない。

あまりにも困難な事例には対処できないことがあるので、その場合には医師団の先生の作業部会のほうへ応援を依頼するというところで同意を得ている。

委員：救急医療体制について。

医師会と国際医療福祉大学の会議があり、救急医療の話がでた。

来年国際医療福祉大学成田病院が開院する。救急もやるとの話がでてくる。いずれ成田市にも国際医療福祉大学成田病院から救急の補助についての話がくるだろう。今のうちから頭にいれておいてもらいたい。

委員：在宅医療について。

在宅医療を充実させるためにも、訪問看護の看護師を不足を補い整える必要がある。

原案どおり承認

8 傍聴者

傍聴者 0人

9 次回開催日時（予定）

平成31年7月25日（木）午後2時～